

新美南吉生家運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、新美南吉生家（以下「生家」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 生家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 新美南吉生家

位置 半田市岩滑中町一丁目 83 番地

(見学時間)

第3条 生家を見学できる時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、臨時に見学時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 生家の休館日は、1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 前項に定めるもののほか、やむをえない事由により教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(見学の手続き等)

第5条 生家の見学は、開館時間内であれば自由に見学することができ、見学料は無料とする。

(施設管理等の協力)

第6条 生家の管理及び見学者に対する案内等については、新美南吉顕彰会に協力依頼するものとする。

(見学者の遵守事項)

第7条 見学者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 生家内での飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 他の見学者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めることをしないこと。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新美南吉生家の運営要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。